

新	旧
<p data-bbox="275 212 920 292">グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款 (大学・国立研究開発法人等用)</p> <p data-bbox="786 357 1122 531">2021年5月24日制定 2024年3月31日改正 2025年2月18日改正 <u>2025年3月31日改正</u></p> <p data-bbox="73 596 338 628">第1条～第3条(略)</p> <p data-bbox="85 694 174 726"><u>(削除)</u></p>	<p data-bbox="1350 212 1995 292">グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款 (大学・国立研究開発法人等用)</p> <p data-bbox="1861 357 2197 485">2021年5月24日制定 2024年3月31日改正 2025年2月18日改正</p> <p data-bbox="1144 596 1408 628">第1条～第3条(略)</p> <p data-bbox="1160 694 1424 726"><u>(国外大学等の特例)</u></p> <p data-bbox="1144 743 2181 917"><u>第4条 乙が国外大学等(日本以外の国の大学又は研究機関をいう。)であるときは、原約款第31条第1項中「乙に帰属するものとする」とあるのは「原則甲乙の共有とし、甲の持分は、甲及び乙の持分の合計の50%以上とする(以下甲乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)」とする。</u></p> <p data-bbox="1144 935 2181 1109"><u>2 前項の場合、原約款第31条第3項第四号、第31条第4項及び第5項、第31条の3、第31条の4第1項、第3項及び第4項、第31条の5並びに第33条第3項及び第4項の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。</u></p> <p data-bbox="1144 1126 2181 1254"><u>3 委託期間及び委託期間終了後の共有知的財産権の出願、登録及び維持に係る費用(以下「出願等費用」という。)は、乙が甲の持分に係る出願等費用も負担するものとする。ただし、乙が持分の全部を放棄した場合は、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="1144 1272 2181 1351"><u>4 委託期間であって、甲が承認した場合は、出願に係る費用を委託業務の実施に要した経費として計上することができる。</u></p> <p data-bbox="1144 1369 2181 1449"><u>5 乙が第三者に対して共有知的財産権の利用許諾をする場合は、特別約款様式第1による共有知的財産の利用許諾申請書により、あらかじめ甲の承認を得なければ</u></p>

新	旧
<p>(経理責任者による適切な経費の使用の確認) 第4条(略)</p> <p>(委託業務の成果の情報発信) 第5条(略)</p> <p>(経済産業省等への情報提供) 第6条(略)</p>	<p><u>ばならない。</u></p> <p><u>6 甲は、共有知的財産権について、第三者に対して任意に利用許諾をすることができるものとし、乙はあらかじめこれに同意するものとする。</u></p> <p><u>7 甲は、共有知的財産権の自己持分を放棄する場合は、その旨を乙に通知するものとする。</u></p> <p><u>8 甲、乙又は甲乙共同して、第三者に対して共有知的財産権の利用許諾を行う場合は(以下当該第三者を「利用許諾先」という。)、あらかじめ利用許諾先との間で次に掲げる事項を合意しなければならない。</u></p> <p><u>一 甲又は乙は、共有知的財産権の自己持分を利用許諾先の承認を得ることなく、放棄できること(ただし、甲又は乙が利用許諾先に対して1年以下の知的財産権維持義務を負う場合を除く。)</u></p> <p><u>二 利用許諾先が共有知的財産権を自ら利用したことにより生じた一切の責任や損害賠償から甲及び乙が免責されること</u></p> <p><u>三 利用許諾先の合併、会社分割等の組織再編、事業譲渡、株式譲渡等により、経営環境又は経営体制に著しい変化が生じた場合に利用許諾契約を解約できること</u></p> <p>(経理責任者による適切な経費の使用の確認) 第5条(略)</p> <p>(委託業務の成果の情報発信) 第6条(略)</p> <p>(経済産業省等への情報提供) 第7条(略)</p>

新	旧
<p>(再委託先等との契約) 第<u>7</u>条(略)</p> <p>(存続条項) 第<u>8</u>条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第36条、第37条若しくは第38条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第51条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 第1条第2項、第<u>5</u>条から第<u>7</u>条まで <p><u>(削除)</u></p> <p>(原約款との関係) 第<u>9</u>条(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. この特別約款は、2025年4月1日から施行し適用する。</u> <u>2. ただし、改正前の第4条及び第10条の規定に対する改正は、2025年4月1日以降に締結した契約(変更契約を含む。)から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。</u> 	<p>(再委託先等との契約) 第<u>8</u>条(略)</p> <p>(存続条項) 第<u>9</u>条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第36条、第37条若しくは第38条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第51条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 第1条第2項、<u>第4条</u>、<u>第6</u>条から第<u>8</u>条まで <p><u>(翻訳文との関係)</u></p> <p><u>第10条 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。</u></p> <p>(原約款との関係) 第<u>11</u>条(略)</p>

新	旧
<p data-bbox="85 212 174 244"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="85 308 365 339">(別紙) 誓約事項 (略)</p>	<p data-bbox="1160 212 1485 244"><u>(特別約款様式第1) (略)</u></p> <p data-bbox="1160 308 1440 339">(別紙) 誓約事項 (略)</p>